

(仮訳)

包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効の達成に向けて

日本・カザフスタン共同声明

2016年4月1日

1 ワシントンD. C.における核セキュリティ・サミットの機会に、日本とカザフスタンは、核兵器のない世界の実現への我々のコミットメントを再確認し、これを21世紀における人類の主要な目標であると考えている。

2 本年が包括的核実験禁止条約（CTBT）の署名開放から20周年であり、またカザフスタンのセミパラチンスクの核実験場閉鎖から25周年であることから、我々は、核兵器が廃絶されるまでの間、核兵器不使用の記録を継続するとの決意と、CTBTの早期発効の達成への強いコミットメントを新たにする。

3 我々は、CTBTが、本日時点で183か国の署名と164か国の批准を得て、ほぼ普遍的な支持を達成していることを歓迎し、全ての未署名・未批准国に対し、可能な限り早期の署名・批准を求める。特に、CTBTの発効のために批准が必要な残りの8つのCTBT附属書二掲載国に対して、遅滞なく、また、他国を待つことなく、CTBTの署名・批准を行うよう求める。

4 CTBT発効までの間、我々は、全ての国に対し、1991年8月のセミパラチンスク実験場閉鎖が前向きな影響を与えたプロセスである核兵器の実験的爆発モラトリアムを継続するよう求める。

5 これに関し、我々は、自らの国際的な義務に明白に違反した2006年、2009年、2013年及び2016年の北朝鮮による核実験を強く遺憾に思い、北朝鮮に対して更なる核実験を自制するよう求める。我々は北朝鮮に対し、最新の決議(国連安保理決議第2270号)を含む関連する国連安保理決議及び2005年9月19日に発出された六者会合共同声明を完全に遵守し、非核化に向けた具体的行動をとるよう強く求める。

6 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）の国際監視制度（IMS）が、2016年1月6日の北朝鮮による核実験の直後に、異常な地震波形を探知したことに留意し、我々は、CTBTの検証体制が効果的に機能していることが証明されたことを賞賛し、この重要な体制を支持することへの我々のコミットメントを再確認する。